

間及中途に於ける喫煙時間黙認
三、賃銀は今後五日間の状況に依り現場監督、技手、區長並に争議團員立會等の上單價を改訂すること、但し改訂迄は従前の賃銀とすること
四、罷業期間中は絶對賃銀を支給せざること
五、器具は一切貸與せざること
右協定事項に對し労働者側代表は之を労働者全般に諮り異議なく承認し、前記労働者大會の決議たる縣當局並に内務農林兩大臣への陳情は見合せになつた。
而して其後五日間の経過に徴したる結果は、トロ押し一回七錢にて一日九十錢内外に相當することが立證せられたので本問題は遂に解決したのである。

(8)



株式会社麻生商店朝鮮人鑛夫労働争議概況

9